

令和2年11月秋田市議会定例会提出予定案件																																			
	件名	説明																																	
	「条例案」 6件																																		
1	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 一般職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 期末手当の支給割合を次のように改める。</p> <p>(1) 令和2年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>1.250月(1.250月)</td> <td>1.200月(1.250月)</td> <td>2.45月(2.50月)</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.925月(0.925月)</td> <td>0.925月(0.925月)</td> <td>1.85月(1.85月)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.175月(2.175月)</td> <td>2.125月(2.175月)</td> <td>4.30月(4.35月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 () は現行。なお、再任用職員についても引下げを実施</p> <p>(2) 令和3年度以後</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>1.225月(1.250月)</td> <td>1.225月(1.200月)</td> <td>2.45月(2.45月)</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.925月(0.925月)</td> <td>0.925月(0.925月)</td> <td>1.85月(1.85月)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.150月(2.175月)</td> <td>2.150月(2.125月)</td> <td>4.30月(4.30月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 () は(1)の改正後。なお、再任用職員についても改定を実施</p> <p>○施行期日等 公布の日から。ただし、(2)は令和3年4月1日から。秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正し、規定を整備する。</p>		区分	6月期	12月期	合計	期末手当	1.250月(1.250月)	1.200月(1.250月)	2.45月(2.50月)	勤勉手当	0.925月(0.925月)	0.925月(0.925月)	1.85月(1.85月)	合計	2.175月(2.175月)	2.125月(2.175月)	4.30月(4.35月)	区分	6月期	12月期	合計	期末手当	1.225月(1.250月)	1.225月(1.200月)	2.45月(2.45月)	勤勉手当	0.925月(0.925月)	0.925月(0.925月)	1.85月(1.85月)	合計	2.150月(2.175月)	2.150月(2.125月)	4.30月(4.30月)
区分	6月期	12月期	合計																																
期末手当	1.250月(1.250月)	1.200月(1.250月)	2.45月(2.50月)																																
勤勉手当	0.925月(0.925月)	0.925月(0.925月)	1.85月(1.85月)																																
合計	2.175月(2.175月)	2.125月(2.175月)	4.30月(4.35月)																																
区分	6月期	12月期	合計																																
期末手当	1.225月(1.250月)	1.225月(1.200月)	2.45月(2.45月)																																
勤勉手当	0.925月(0.925月)	0.925月(0.925月)	1.85月(1.85月)																																
合計	2.150月(2.175月)	2.150月(2.125月)	4.30月(4.30月)																																

2 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件

○改正理由

特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもの

○改正要旨

期末手当の支給割合を次のように改める。

(1) 令和2年度

区 分	6月期	12月期	合 計
期末手当	1.625月 (1.625月)	1.575月 (1.625月)	3.20月 (3.25月)

注 () は現行

(2) 令和3年度以後

区 分	6月期	12月期	合 計
期末手当	1.60月 (1.625月)	1.60月 (1.575月)	3.20月 (3.20月)

注 () は(1)の改正後

○施行期日

公布の日から。ただし、(2)は令和3年4月1日から

3 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件

○改正理由

教育長の期末手当の支給割合を改定するため、改正しようとするもの

○改正要旨

期末手当の支給割合を次のように改める。

(1) 令和2年度

区 分	6月期	12月期	合 計
期末手当	1.625月 (1.625月)	1.575月 (1.625月)	3.20月 (3.25月)

注 () は現行

(2) 令和3年度以後

区 分	6月期	12月期	合 計
期末手当	1.60月 (1.625月)	1.60月 (1.575月)	3.20月 (3.20月)

注 () は(1)の改正後

○施行期日

公布の日から。ただし、(2)は令和3年4月1日から

<p>4 秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第58号）：令和2年6月19日公布、一部を除き令和2年10月1日施行 ・地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第87号）：令和2年9月16日公布、令和2年10月1日施行 	<p>○改正理由 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正（令和2年法律第58号）等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 規定を整備する。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
<p>5 秋田市まちなか観光案内所条例を設定する件</p> <p>○要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 観光客等に対する観光案内の充実を図るとともに、本市の歴史および文化を生かしたまち歩き観光を推進し、もって本市の観光の振興および地域の活性化に資するため、案内所を設置する。 2 管理上支障があるとき等に案内所の使用の制限等ができることとする。 3 案内所の施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならないこととする。 4 案内所の管理を指定管理者に行わせることとする。 5 指定管理者は、条例に定めるもののほか、規則で定める管理の基準に従って、案内所の管理を行わなければならないこととする。 6 指定管理者が行う業務は、観光案内、まち歩き観光の推進その他観光の振興に資する事業の実施に関する事等とする。 7 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとする。 	<p>○設定理由 まちなか観光案内所（以下「案内所」という。）を設置し、その管理を指定管理者に行わせることとするため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>○施行期日 令和3年4月1日から</p>
<p>6 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）：令和2年9月4日公布、一部を除き令和3年1月1日施行 	<p>○改正理由 地方税法施行令の一部改正（令和2年政令第264号）に伴い、国民健康保険税に係る減額の基準額等を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p>

「単行案」 9件

- | | |
|------------------------------------|--|
| 7 秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更についての協議に関する件 | ○秋田県市町村総合事務組合を組織する能代市山本郡養護老人ホーム組合が令和3年4月1日に名称変更することに伴い、同総合事務組合同規約の一部を変更しようとするもの
※提出根拠法：地方自治法第290条 |
| 8 あきた芸術劇場の指定管理者の指定の期間を変更する件 | ○あきた芸術劇場の指定管理者の指定の期間を変更しようとするもの
・議決年月日 令和2年6月26日
・議案番号 令和2年議案第79号
・変更事項 指定の期間を「令和4年3月1日から令和9年3月31日まで」を「令和4年6月1日から令和9年3月31日まで」に変更するもの
・指定管理者 あきた芸術劇場AAS共同事業体
・変更理由 県・市連携文化施設整備建築等工事の工期変更による。
※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項 |

9	秋田市雄和観光花き栽培園の指定管理者を指定する件	<p>○雄和観光花き栽培園の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 秋田ダリア栽培組合 ・指定の期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
10	秋田市雄和ふれあいプラザの指定管理者を指定する件	<p>○雄和ふれあいプラザの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 ・指定の期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
11	秋田市営住宅等の指定管理者を指定する件	<p>○秋田市営住宅等の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者 一般財団法人秋田県建築住宅センター ・指定の期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日 <p>※提出根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
12	市道路線を認定する件	<p>○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定路線 3路線 延長339.2m ・認定後の市道路線延長 約2,023.3km <p>※提出根拠法：道路法第8条第2項</p>

<p>13 県・市連携文化施設整備事業に係る建築等工事施行協定の変更協定を締結する件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決年月日 令和元年5月22日 ・議案番号 令和元年議案第98号 ・工事場所 秋田市千秋明德町地内 ・変更事項 市の負担額「工事費用の総額19,692,828,000円のうち8,369,451,900円」を「工事費用の総額20,673,486,800円のうち8,786,231,890円」に変更する。 ・協定の相手方 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県知事 佐竹敬久 ・変更理由 新型コロナウイルス感染症の影響による工期延長や感染予防対策、工事請負契約約款（インフレスライド条項）に基づく労務費や資機材費の単価上昇分への対応などにより工事請負契約が変更となることに伴い、本協定においても市の負担額を増額する必要があることによる。 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>	<p>○県・市連携文化施設整備事業に係る建築等工事施行協定の変更協定を締結しようとするもの</p>
<p>14 泉・外旭川新駅（仮称）東西自由通路整備工事請負契約の変更契約を締結する件</p>	<p>○泉・外旭川新駅（仮称）東西自由通路整備工事請負契約の変更契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議決年月日 令和元年6月28日 ・議案番号 令和元年議案第122号 ・工事場所 秋田市泉菅野二丁目地内ほか ・変更事項 契約金額「369,249,100円」を「389,166,800円」に変更するもの ・契約先 佐々木・珍田・足利特定建設工事共同企業体 ・変更理由 山留め工における鋼矢板の引き抜きにおいて、周辺宅地の地盤への影響を防止するため、引き抜きから現地へ残す工法へ変更する必要があることによる。 <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>

- | | | |
|----|--------------------------------|--|
| 15 | 秋田城跡史跡公園連絡橋整備工事（上部工）請負契約を締結する件 | ○秋田城跡史跡公園連絡橋整備工事（上部工）請負契約を締結しようとするもの <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市寺内焼山地内ほか ・契約金額 177,210,000円 ・契約先 住建・加藤建設工事共同企業体 ・工期 令和3年10月29日まで ・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 桁製作工 一式 鋼橋架設工 一式 架設工（クレーン架設） 東側デッキ工 擁壁工 一式 ※提出根拠法：地方自治法第96条第1項 |
|----|--------------------------------|--|

「 予 算 案 」 15件

- | | | |
|----|-------------------------------|-------|
| 16 | 令和2年度秋田市一般会計補正予算（第7号）の件 | ○資料別紙 |
| 17 | 令和2年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）の件 | |
| 18 | 令和2年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）の件 | |
| 19 | 令和2年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）の件 | |
| 20 | 令和2年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第1号）の件 | |
| 21 | 令和2年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）の件 | |
| 22 | 令和2年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）の件 | |

23	令和2年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）の件	○資料別紙	
24	令和2年度秋田市学校給食費会計補正予算（第2号）の件		
25	令和2年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）の件		
26	令和2年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第3号）の件		
27	令和2年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）の件		
28	令和2年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）の件		
29	令和2年度秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）の件		
30	令和2年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の件		
<p>「追加提案」</p> <p>「人事案」 1件</p>			
31	秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件		○固定資産評価審査委員会委員阿部千鶴子氏の任期満了（令和2年12月24日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの ・任期3年 ※提出根拠法：地方税法第423条第3項